

消費税軽減税率制度等に関するセミナーのご案内

消費税の軽減税率制度は、平成31年10月1日から引き上げられる消費税率と同時に実施されます。この制度は、飲食料品小売業者に限らず、全事業者にかかわることとなります。

今回のセミナーにおいて、軽減税率制度について事前に学んでいただき、併せて、事業者支援措置（補助金申請類型・補助率・申請手続きなど）の概要等を、分かりやすく解説いたします。

セミナー開催概要

【日時】 平成30年10月10日（水） 14:00～16:00

【場所】 遠軽町福祉センター 5階会議室

【説明内容】

- ・軽減税率制度の概要（軽減税率対象品目、帳簿・請求書等の記載方法など）
- ・適格請求書等保存方式の概要（インボイス制度の概要）
- ・事業者支援措置の概要（補助金申請類型、補助率、申請手続きなど）

【講師】 紋別税務署 法人課税部門 統括国税調査官 坂岡 靖 氏
岩田浩一税理士事務所 代表 公認会計士 岩田 浩一 氏

【定員】 100名

【受講料】 無料

【申込締切】 平成30年10月2日（火）

【申込方法】 申込書に必要事項をご記入のうえ、FAXにてお申込みください。

【お問合せ】 遠軽商工会議所 担当：北野・竹之内（TEL 42-5201）

「消費税軽減税率制度等に関するセミナー」申込書

遠軽商工会議所 行

（FAX 42-5134）

平成30年 月 日

事業所名		電話番号	
代表者名		受講者数	_____名

*ご記入いただいた情報は、セミナーに関するもののほか、各種連絡・情報提供に利用させていただく場合があります。